

きたしん教育カードローン

融・21

平成28年4月1日現在

商 品 名 (愛 称)	きたしん教育カードローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満20歳以上の方。 ・子弟等が学校等に就学中または就学予定である方。 ・安定継続した収入のある方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・当金庫の会員または会員となる資格を有する方。 ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。 ・当金庫の融資条件に合致する方。
使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・就学する学校等への納付金。 ・就学にかかる付帯費用（受験費用、教材費、入学・卒業に伴う引越費用等） ・金融機関、日本政策金融公庫から借り入れたローンの借換え資金 ・当貸期間に限り、信販会社からの借換え資金
対象学校	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院、大学、短期大学、専修学校、各種学校（予備校・専門学校含む） ・高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等
融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・50万円以上300万円以内（10万円単位） ・一般社団法人しんきん保証基金保証の合計利用額は、その他の商品と合わせて3,000万円が限度となります。
利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・教育カード当貸期間 … 5年（1年ごとの自動更新） 6年制大学の場合は、7年以内となります。 ※子弟等が進学する際に、引き続き当座貸越契約利用を希望する場合には、期限延長の条件変更を行うことにより進学先の卒業予定月の3ヵ月後まで当座貸越契約を利用できます。 ・教育カード証貸期間 … 3ヵ月以上10年以内
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・教育カード当貸期間 … 変動金利です（付利単位1円）。 ご融資利率は「当金庫の新長期プライムレート-0.175%」を基準とします。 ご融資後の利率の変更につきましては、基準金利変更の都度実施し、利率を見直し後、最初に到来する利息支払日から適用となります。 ※ぐんまちょい得キッズパスポート（ぐーちょきパスポート）をご提示いただいた場合、店頭表示金利から0.1%引き下げさせていただきます。 ・教育カード証貸期間 … 変動金利です（付利単位1円）。 ご融資利率は「当金庫の新長期プライムレート+1.5%」を基準とします。 ご融資後の利率の変更につきましては、基準金利変更の都度実施し、利率の見直し後最初に到来する利息支払日の翌日から適用となります。 お取引内容に応じて、基準金利から最大1.5%金利を引き下げさせていただきます。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 給与振込をいただいている方(新規お申込みも可)… ▲0.25% 2. 年金振込をいただいている方(同居する父母も可)… ▲0.25% 3. 財形貯蓄を掛け込んでいただいている方 … ▲0.25% 4. 5大公共料金の口座振替指定1種目につき … ▲0.1% 5. 定期積金を毎月3万円以上、3ヶ月以上継続して積立をいただいている方… ▲0.2% 6. 住宅ローンを(住宅金融支援機構フラット35を含む)お取引いただいている方 … ▲0.1%

融資利率	<p>7. 当該子弟が卒業年度に地元（当金庫の営業地区内の会社、または営業地区内にある自宅より通勤する営業地区外の会社）に就職した場合 … ▲0.1%</p> <p>8. 当該子弟が当金庫に給与振込口座を開設した場合 … ▲0.3%</p>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・教育カード当貸期間中は、毎月10日に利息のみのご返済となります。 ・教育カード証貸切替後は、毎月10日に元利均等返済または元金均等返済となります。融資金額の50%を限度にボーナス返済の併用もできます。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料は、教育カード証貸への切替時に融資実行手数料1,080円(税込)をいただきます。 ・教育カード当貸・証貸期間ともに保証料は、ご融資利率に含まれます。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部(9時～17時、電話：0120-778-211)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在の融資利率等ご不明な点につきましては、取扱店窓口へお問合わせください。 ・当金庫ホームページから申込み受付が行えます。

北 群 馬 信 用 金 庫